

平成 25 年 4 月 1 日 制定
令和 7 年 9 月 30 日 改正

大阪市鶴見区身体障がい者相談員設置要綱

(目 的)

第 1 条 大阪市鶴見区身体障がい者相談員（以下、「相談員」という。）は、身体障がい者の相談に応じ、必要な指導や援助を行うとともに、鶴見区保健福祉センターなどの行政機関に協力し、障がい者福祉について積極的に啓発・普及活動をすすめ、身体障がい者の福祉の増進に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において、「相談員」とは、本市の非常勤嘱託職員のうち身体障害者福祉法第 12 条の 3 で定める身体障がい者相談員をいう。

(相談員の選任および業務の委嘱)

第 3 条 大阪市長（以下、「市長」という。）は、第 5 条に掲げる業務を相談員に委嘱する。

2 前項の委嘱は、鶴見区長（以下、「区長」という。）が、第 4 条に基づき相談員を選任のうえ、大阪市事務専決規程第 23 条第 2 号に基づき行う。

3 区長は、前項の選任を行うにあたり、「大阪市身体障がい者相談員候補者調書（様式第 1 号）」を作成し、「委嘱状」（様式第 2 号）及び「大阪市鶴見区身体障がい者相談員証」（様式第 3 号）を相談員となるべき者に交付する。

(相談員の選任基準)

第 4 条 区長が相談員を選任する場合は、次の事項を十分に留意し、単に名誉役職の選任としてではなく真の適格者を求めることを主眼とし、関係各機関と協議のうえ、原則として、身体障がい者のうちから適切と認められる者を選任する。

- (1) 社会奉仕の精神に富み、身体障がい者の福祉増進に熱意を持っている者。
- (2) 生活経験が豊富で、人格・識見が高く、円満な常識と条理をわきまえ、気軽に相談できる者。
- (3) 地域の実情に明るく、社会的信望があり、地域の人たちの協力を得られる者。
- (4) 新たな相談員を選任する場合には、原則として 65 歳未満の者とするよう努めること。
また、現任の相談員を再任する場合には、75 歳未満の者を選任するよう努めるが適任者がいない場合はこの限りではない。

(相談員の業務内容)

第5条 相談員は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域の身体障がい者が身体障害者福祉法等関係法規に定める援助と必要な保護を受けられることができるよう相談に応じ、必要な助言や指導を行うこと。
- (2) 身体障がい者の地域における活動の中心となり、その活動の推進を図ること。
- (3) 身体障がい者の福祉の向上について、関係機関の業務に協力すること。
- (4) 身体障がい者に対する市民の認識と理解を深めるため、関係団体等との連携を図りその福祉理念の啓発に努めること。
- (5) その他前各号に付帯すること。

(相談員の業務上の義務)

第6条 相談員は、その業務を行うに当たっては次の各号に掲げる業務を負う。

- (1) 相談員は、個人の人格を尊重し、相談者の身上に関する秘密を守らなければならない。
- (2) 相談員は、相談者の人種、性別、社会的地位等により差別してはならない。
- (3) 相談員は、その業務を行うにあたり、鶴見区保健福祉センター、心身障がい者リハビリテーションセンター、民生委員等の関係機関と常に緊密な連携を保つよう努めなければならない。
- (4) 相談員は、その業務上の地位を政治的、宗教的、商業上の利益のために利用してはならない。
- (5) 相談員は、相談員証を常に携帯しなければならない。
- (6) 相談員は、常に人格識見の向上とその業務遂行に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(相談員の任期)

第7条 相談員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(相談員の解嘱)

第8条 市長は、相談員の任期途中に、相談員より「辞退届」(様式第4号)の提出があった場合、または相談員が次の各号の1に該当すると認める場合、前条の規定にかかわらず当該相談員に対する業務の委嘱を解除することができる。

- (1) 業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (2) 業務を怠り、又は業務上の義務に違反した場合
 - (3) 相談員にふさわしくない非行のあった場合
- 2 前項の委嘱の解除は、区長が大阪市事務専決規程第23条第2号に基づき行う。
 - 3 区長は、委嘱の解除にあたり、「解嘱状」(様式第5号)を相談員に交付する。

(相談員の補充)

第9条 相談員が任期途中で解嘱の場合は第4条の規定に基づいて補充の相談員を選任する。
ただし、補充の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談員の業務分担)

第10条 相談員は、主としてその区域内において業務を行う。

2 相談員は、その区域内での住所変更や氏名及び電話番号の変更がある時は、「変更届」(様式第6号)を鶴見区保健福祉センターへ提出するものとする。

(業務報告)

第11条 相談員は、相談業務の内容について、「ケース記録簿」(様式第7号)に記録保存し、「業務報告書」(様式第8号)を年2回(4月・10月)鶴見区保健福祉センターを經由して市長に提出するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項については業務を所管する課長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年9月30日から施行する。